

第3次御前崎市総合計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第3次御前崎市総合計画の策定にあたり、その支援業務（以下「業務」という。）を受注する業者を募集・選定するために必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の内容

- (1) 業務の名称 第3次御前崎市総合計画策定支援業務
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」による。なお、必要と認める事項は企画書にて提案すること。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間内に事業目的を達成できる場合、期間を短縮した提案を妨げるものではない。
- (4) 予算額 一金 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、各年度の支払限度額は次のとおりとする。
令和6年度 8,000,000 円
令和7年度 12,000,000 円
- (5) 提出場所 御前崎市総務部企画政策課

3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件の委託業務の企画提案書を提出する時点で、御前崎市の指名停止、参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 過去10年以内（平成26年4月1日から令和6年3月31日の間）において、官公庁発注の総合計画策定業務の委託完了実績を有する者であること。
- (4) 地方公共団体の行財政運営について高い見識を有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規

定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) であること。

- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

5 スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内容	日程
① 公告(仕様書等の公表)	令和6年4月12日(金)
② 質問書の受付期間	令和6年4月12日(金)から 令和6年4月19日(金)15時必着
③ 質問に対する回答(随時)	令和6年4月22日(月)まで
④ 企画提案書の受付期間	令和6年4月22日(月)から 令和6年5月10日(金)17時必着
⑤ 1次審査(資格審査・書類審査)	令和6年5月13日(月)から 令和6年5月14日(火)
⑥ 1次審査結果通知	令和6年5月15日(水)
⑦ 2次審査(プレゼンテーション審査)	令和6年5月22日(水)
⑧ 審査結果通知	令和6年5月23日(木)
⑨ 契約締結	令和6年5月下旬

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年4月12日(金)から令和6年4月19日(金)15時まで

(2) 提出方法

企画提案書等の作成に関し、質問がある場合は、質問書(第1号様式)により電子メールで提出すること。(電話及び来庁しての質問には応じない。)

なお、メールの標題には「プロポーザルに関する質問(事業者名)」と記載のうえ、本文には、①事業者名、②担当者名、③担当者連絡先(所属及び電話番号)を必ず記載すること。

(3) 回答方法

質問者に令和6年4月22日(月)(17時)までに、随時、電子メールで回答する。

なお、すべての質問及び回答は、市公式ホームページで公表する。

(4) 提出先

御前崎市 総務部 企画政策課 企画係

E-mail : kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp

7 参加手続き等

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	第2号様式	
② 会社概要書	第3号様式	会社パンフレット等、会社概要がわかるものを併せて提出すること
③ 業務実績書	第4号様式	平成26年度から令和5年度の実績を記載すること
④ 業務実施体制調書	第5号様式	
⑤ 企画提案書	任意様式	
⑥ 見積書	第6号様式	2か年度分の合計(税込)を記載すること 必要事項があれば適宜追加すること

※指定様式は、市ホームページ (<https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp>) から取得すること。

(2) 提出部数

① 正本(上記①～⑥) 1部(社名等を表記すること)

② 副本(上記②～⑥) 6部(社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること)

③ CD-R 又は DVD-R 1枚(上記②～⑥の電子データを格納したもの)

(3) 提出期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月10日(金)17時まで(必着)

(4) 提出方法

持参または郵送(必着)

持参の場合:土・日曜日・祝祭日を除く9時から17時まで

郵送の場合:必ず「配達記録便」とすること。

(5) 提出先

〒437-1692 住所:静岡県御前崎市池新田5585番地

御前崎市役所 総務部 企画政策課 企画係

8 企画提案書

(1) 体裁

企画提案書は自由様式とするが、会社名を伏せるとともに、文章やイメージ図等で簡潔に記載すること。提案書は、原則としてA4版両面印刷とし、15枚（30ページ）以内を目安に作成すること。

(2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、別紙「審査基準表」の第2次審査項目について必ず提案を行うこと。

(3) 企画提案書等の取り扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。

イ 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求められることがある。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

エ 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（第7号様式）を提出するものとする。

9 審査方法及び候補事業者の選定

プロポーザルの審査は、第1次審査（資格審査・書類審査）と第2次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で行い、それぞれの審査は次の各号のとおり実施する。

(1) 第1次審査

ア 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査をする。

イ 第1次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者に、電子メール及び書面にて通知する。また、第2次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。

(2) 第2次審査

ア 第1次審査で選考された事業者による、庁内審査委員会委員へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を契約候補者とする。

イ 審査方法は、別紙「審査基準表」の基準に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。

ウ 実施方法については、以下のとおりとする。

（ア）プレゼンテーションは1社につき30分（説明20分、質疑10分）以内を予定。

- (イ) 参加人数は3名以内とする。
- (ウ) パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、事前に連絡を行い、本市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。
- (エ) 企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など、事前に提出された企画提案書等以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。

エ 選定結果の通知

第2次審査の結果は、第2次審査に選考された全ての事業者に、電子メール及び書面にて通知する。

なお、選定結果に関する意義申し立て、質問等には応じない。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、それぞれの提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要等、提出した書類に虚偽があった場合は、失格とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 審査の過程や他参加者の評価等については、公表しない。

11 問合せ先

御前崎市役所 総務部 企画政策課

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地 御前崎市役所本庁舎 2階

電話番号：0537-85-1161 FAX番号：0537-85-1137

電子メール：kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp